## 鳥取県告示第479号

平成21年鳥取県告示第350号(大規模小売店舗に関する変更事項の届出について)により告示したマルイ両三柳店に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村 米子市
- 2 意見の概要

通路として利用している法定外公共物について、

- (1) コンクリート水路の蓋が不安定な状態となっており騒音が発生しているため、補修等を検討すること。
- (2) 舗装の沈下等により段差が発生しているため、補修等を検討すること。
- (3) その他の破損等について確認のうえ補修等を検討すること。
- 3 縦覧に供する期間

平成21年7月24日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課